

京都府人権教育・啓発施策推進懇話会（第9回）

平成20年7月23日（月）

午後1時30分～4時30分

京都ガーデンパレス「祇園」

1 開会

座長

今日は4つの大きなテーマについてご意見をいただきたいと思います。人権教育・啓発事業の平成19年度における実施状況、それから、本年度の大きな事業である世界人権宣言採択60周年事業、その他として、京都府外国籍府民共生施策懇談会、ネットいじめ通報システムの構築です。

中心は、平成19年度における事業の実施です。それでは、19年度人権教育・啓発事業の実施状況について説明をお願いします。

2 人権教育・啓発事業の平成19年度実施状況について

事務局

今年4月から部局の再編が行われています。資料6は平成20年度の部局再編成の資料です。

事業実施関連の部局と経営企画関連の部局に体系化をされ、中でも事業実施関連の府民生活部、文化環境部、商工労働観光部などに大きな動きがありました。

今回は、昨年度に実施した人権教育・啓発事業について、再編後の部局の所管に合わせて編集した資料を資料1、2としています。その中から6つの部局に絞り、前半3部局、後半3部局、その後、休憩を入れまして、残り3つを報告します。

まず、府民生活部です。去年までは府民労働部と言っておりましたが、府民労働部から労働部門が離れて商工と一緒にになりました。それから文化の部分が離れて環境と一緒に、代わり府民参画・協働、消費生活、消防防災などが加わり、府民の安心・安全な生活に密着した業務を行うことになったところです。

具体的に去年の事業を説明します。人権啓発推進室の所掌事務については、従来と変更はありません。人権啓発の総合的企画及び調整、人権啓発の推進ということになっています。人権啓発だけでは

なく、指導的な人材の養成や相談機関のネットワーク推進等にも取り組んでいるところです。

人権啓発の中では、新聞、ラジオ、テレビ等メディアを活用して、幅広く府民の皆さんに啓発を行っていくというものや、フェスティバルやコンクール、サポーター募集など、府民の皆さんに直接参加していただいて、人権について触れ、考えていただく機会を提供する取組、それからNPOなどと連携・協働をしていく取組等に力を入れています。

事業の中身について説明します。

新聞意見広告では、5月の憲法週間、8月の人権強調月間、12月の人権週間、それから進学や就職等新しい社会への旅立ちを前にした3月に、具体的で分かりやすいメッセージの発信や情報提供等を行っています。

人権口コミ情報は、日常生活の中で非常に身近な問題、出来事や社会的に関心の高まっている話題について、人権の視点から分かりやすく解説をして、12月1日から10日まで10日間、京都新聞に連載しております。その後、翌年の3月までに冊子化して、啓発教材としても活用しているところです。新聞で一度幅広く出して、その後、冊子にしてきめ細かく使っていくという手法を取っております。

ラジオ番組では、AMのKBS京都ラジオを使い、ドラマ仕立ての「はたけさんちの夕ごはん」という、日常生活の問題を取り上げて、いろいろな年齢層に人権について考えてもらえるよう、シナリオも書きおろしにして、毎週10分間の番組を放送しております。放送時間が、4時35分から45分までの10分間の番組です。KBSで視聴率が把握できないことが難点ですが、そのためアンケートを実施して、数は少ないですが、番組に対する応援メッセージなども寄せていただいております。その後、ラジオで放送したものを幾つかセレクトして、絵本にしたり、CDにしたりと、2次活用も行っているところです。

もう一つは、FMラジオ -STATIONを使い、若手のアーティストが人権にかかわりのあるテーマで、自分の体験や思いというものをリスナーに語りかける「Voice To You」という番組を放送しています。これは人権について関心が薄いと思われる若者層をターゲットに、毎週10分間放送をしています。こちらは、リスナーの反応を把握できるように、-STATIONのホームページに特設のブログを設置しており、そうしたところ、若い人たちから共感とか共鳴をするという意見が非常に多く寄せられています。視聴者から前向きなメッセージをいっぱいいただいております。こういうメッセージなども参考にしながら、後の番組づくりを進めているというところです。

テレビと地域メディアのラジオについては、人権に関するホームページとメールマガジンの関係ですが、現在は府の職員ですとか、市町村の職員の方の利用が中心です。

今後は、府民の皆さんにもたくさん見ていただけるようなHP構成を考えていきたいと考えていま

す。以前と比較しますと、HPの更新やメールマガジンの発行を月に1回ずつぐらいにするなど発行頻度を高めておりますが、見やすさとか、それから府民の皆さんに見てもらえるものにしたいと考えております。

府民の皆さんが直接参加して、人権問題に触れ、考えていただくための取組ですが、ひゅうまんシネマフェスタでは、子ども向けの映画会の開催や鴨川納涼展では人権啓発コンクールの作品展示、NPOの活動発表などを行っています。

人権啓発フェスティバルは、去年は初めて丹後地域で開催をしました。例年、京丹後市で単独で実施、開催していた時と比べ、人数にして倍の約800人の方が参加して、イベントを通して様々なものを感じ取っていただけたのではないかと考えております。

乙訓地域での女(ひと)と男(ひと)のいきいきフォーラムは、京都府が地元の実行委員会に当初から参加して、イベントを組み上げていくという初の試みで行ったものです。地域の様々な団体や関係者の皆さんと意思疎通、交流が図られ、今年の60周年の記念事業にもつながっていくような関係が築けたのではないかと考えております。

人権擁護啓発ポスターコンクールは、5,232点、人権メッセージコンクールには6,224点の応募がありました。このように府民の皆さん一人ひとりが人権について自分で考え、自分の思いをまとめて作品に仕上げるという取組は、一人ひとりの人権意識を向上させるために非常に大切な取組であると考えています。しかも5,000を超える多くの応募があるということは、非常にいいことだと考えております。また、優秀作品を府内各地での展示や、カレンダーなどへの活用も行っています。

人権啓発サポーターは、人権問題に関心を持っている方に、人権施策のサポーターとして登録をしていただくもので、19年度末で370人の方に登録していただいております。20年度には500人を目標にして、取り組んでいるところです。現在のところは、人権に関する情報や、府が作成した様々な啓発資料の情報提供などにとどまっておりますが、今後はサポーターから率直な意見を聞く機会ですとか、サポーター相互が交流できる機会を持てるような仕組みとし、これらの意見を府の施策に反映できるようにしていければと考えています。

啓発資料等については、人権口コミ情報をはじめ、ぬりえ、ポスター、カレンダーなどを作成しました。

人権啓発事業や地域交流活性化支援事業などは、市町村が実施する事業への補助事業です。

事務局

府民生活部は、男女参画の推進、安心・安全まちづくり、青少年の健全育成を初めとする人権啓発

以外の府民生活に関すること、そしてまた府の機関として消防学校を設置しています。

犯罪被害者支援においては、社団法人京都犯罪被害者支援センターへの支援を通じ、犯罪被害者等へのフリーダイヤルによる電話相談や臨床心理士によるカウンセリングを行っています。

19年度は、新規事業として犯罪被害者などへの総合的な支援を目的に安心・安全まちづくり推進課内に、犯罪被害者サポートチーム、これは全国初のものですが、サポートチームを設置して、臨床心理士や社会福祉で自らも被害者遺族である方をコーディネーターとして配置し、一元的な相談体制を構築しています。さらに府内の市町村でも犯罪被害者の対応窓口の設置が進むように、市町村担当者向けの研修会を実施し、社会全体で犯罪被害者をサポートできる環境づくりに取り組みました。

男女共同参画推進では、女性を取り巻く各種の条件整備と合わせ、男女共同参画推進に対する啓発を進めることを中心として、府民の参加と協力により毎年秋に開催するKYOのあけぼのフェスティバルと、それに合わせ府内で活躍されている功績の著しい女性や団体を表彰する京都府あけぼの賞の実施を行い、府民の意識啓発に取り組んでいます。

府民の学習、研修の場としては、KYOのあけぼの大学や女性国内交流研修事業、女性の船と呼んでいます。そういったものを開催し、男女共同参画の推進を周囲に広く働きかけ、担い手の育成に努めているところです。

相談関係では、女性が抱える様々な問題解決のために、相談やカウンセリングを実施しています。特にドメスティック・バイオレンスについては、平成15年度から専門の相談電話、DVサポートラインを設置しており、専門のカウンセラーが暴力被害の相談対応を行っています。

DV防止啓発については、19年度からは府内4カ所で啓発講座を開催しており、DV啓発カードを20万部作成し、病院やスーパーに設置するとともに、デートDVなどの新たな課題も生じていることから、大学などにも設置をいたしました。

今後とも府民生活部としては、男女共同参画を初め様々な取組を実施し、人権教育・啓発に努めたいと考えております。

事務局

府教育委員会における平成19年度人権教育・啓発事業の実施状況について説明します。

教育庁の所掌事務は、資料のように学校教育、社会教育に分けまして、人権教育の推進、人権意識の高揚に昨年度と同様取り組んでいます。

人権教育の研究指定事業は、文部科学省が実施している事業で、研究指定校と総合推進地域事業の2種類あります。研究指定校事業については、人権教育を培うための学校教育のあり方について、幅

広い観点から実践的な研究を行い、人権教育に関する指導方法の改善充実を図るものです。

平成18、19年度の2年間については、府立亀岡高等学校において、人権の学習教材の開発や養護学校との交流会など人権尊重のための技能等の育成に取り組んできたところです。本年度からは、府立城陽高等学校で2年間取り組むこととしています。

総合推進地域事業は、学校、家庭、地域社会が一体となった人権教育の総合的な取組を推進し、地域全体で人権尊重の精神を高め、一人一人を大切にした教育の充実を図るものです。平成18年度から本年度までの3年間は、木津川市の木津川中学校区内の3小学校、1中学校を中心として、学校、家庭、地域とが連携して、地域全体で人権意識の高揚を図るための研究に取り組んでいるところです。

人権教育の資料の作成については、この事業は人権学習資料集と人権教育の進路保障作成資料の作成という二つからなっています。

人権学習資料集は、平成17年度から5カ年計画で、児童生徒の発達段階においた人権学習資料集の作成に取り組んでいるところです。このように、人権学習資料集という形で、小学校の低中高に分けて、17年度から19年度まで取り組み、小学校編は一応完成したところです。本年度は、中学校用の作成に向けて取り組んでいます。

人権教育進路保障作成資料は、援護制度一覧を作成するもので、経済的理由で児童生徒が希望進路を断念することがないように、国、府、市町村等が実施している事業を掲載しているものです。本懇話会の委員の皆様からも意見をいただき、平成19年度からは外国人児童生徒の就学保障の観点から、英語、中国語、韓国語版もホームページに掲載し、充実を図ったところです。

人権教育推進事業は、学校、地域社会、職場等で人権について学ぶことができるように、学習教材、啓発資料を整備するもので、視聴覚教材として、平成19年度末で16ミリフィルムを199本、ビデオで271本保有し、府民に貸し出しているところです。昨年度は、特にビデオの方を多く借りていただき、1万人を超える方が視聴されています。

森と小川の教育推進事業は、南丹市のるり溪少年自然の家と南山城村の南山城少年自然の家を活用し、自然の中で障害のある子どもも一緒になって共同生活を行う事業です。参加した子どもたちや高校生のボランティアは、この活動を通じて、互いに多様な立場を理解し、支援する心等が養われる機会となっており、私も以前、最終日のお別れ会に参加しましたところ、みんなが協力して発表しており、最初のときと比べますと、子どもたちが大きく成長した姿が見られました。

京のわくわく体験推進事業は、京都府が独自事業として実施しているものです。、人間性豊かな青少年の育成を目指して、障害のある子どもも一緒になって、地域で様々な体験活動を行うものです。

平成19年度は、10の市町村教育委員会が推薦する団体等に委託して、学校や社会教育施設を活用し

ながら、伝統文化に触れるなどの京都らしい体験活動等が実施されております。本年度は、8つの市町村教育委員会が推薦する団体等でさまざまな体験活動が実施される予定で、今、準備に取りかかってもらっています。

トータルアドバイスセンター設置事業についてですが、不登校やいじめなどの学校教育に関することや子育てやしつけなどの家庭教育に関することについての悩みや不安を抱く子供やその保護者等に対しまして、電話相談、来所相談、巡回相談を実施しているものです。

電話相談につきましては、平成19年1月から24時間に拡充して実施しております。また、同年7月からは、本懇話会の委員の皆様方の御意見をいただいたことを踏まえ、メールによる相談も実施しているところです。その相談の中で、複雑で専門的なアドバイスが必要な場合は、精神科や臨床心理士によります総合教育センターや北部研修所、また近くの教育局等での巡回相談等も行って、相談体制の整備を図っているところです。

事務局

文化環境部は、私立学校や宗教関係者に対する人権教育・啓発の推進や、スポーツ及び生涯学習の推進に関すること等を所管しています。

人権教育資料の作成については、私立学校における人権教育の推進のため、人権教育資料を作成し、府内の私立学校、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、専修学校、各種学校の全部の教職員に渡るよう6,000部を配布しました。私立学校は、国や地方公共団体が設置する学校ではなくて、独自の建学の理念により設置、運営されていますので、行政が私学の教育内容に踏み込んで、あれこれと具体的な指示をしたり、強制したりすることはできませんが、人権尊重の精神は教育の基盤の一つであるということから、私立学校の人権教育のさらなる充実を図るための支援を行っているところです。平成19年度につきましては、3年前に作成しました法令集を更新するとともに、新たな重要法令等を掲載するなど、系統的なものとしたところです。

府立医科大学、府立大学の人権教育授業については、府立医科大学及び府立大学は、この4月に公立大学法人として新たに出発したところであり、事業主体は府から法人へと変わったところですが、人権研修や啓発については、引き続き府と緊密な連携のもと実施されているところです。

府立大学の人権教育授業については、府立大学学生の人権尊重意識の高揚を図るため、人権問題について正しい理解と認識を深めるための講義を実施しているところです。定期的に学習内容の見直しを行い、授業内容の充実・改善を図っています。

医科大学の人権教育授業については、府立医科大学看護学科、医学科の学生の人権尊重意識の高揚

を図るため、人権問題について正しい理解と認識を深めるための講義を実施しているところです。

京の府民大学の開設事業です。府民の自主的な生涯学習を支援するため、府、また府教育委員会、市町村、市町村教育委員会、大学や短期大学などが実施している生涯学習関連の講座を京の府民大学として整理体系化し、インターネットで広く府民に情報提供しているところです。

昨年度は1,098講座、情報を提供し、府民の学習ニーズに対応し、6コースの分野における多種多様な講座を掲載しています。

生涯学習スポーツ情報提供システム運営事業は、府民の自主的な生涯学習を支援するために、生涯学習やスポーツに関する各種の情報をインターネットと携帯電話のiモードを通じて提供しているところです。講座、教室情報、イベント情報、施設情報、団体、グループ情報、人材の情報など、様々な情報を掲載しており、アクセス件数は年間15万4,802件となっています。

座長

ありがとうございました。

ここで一応切りまして、今まで報告いただいた府民生活部、それから教育庁、文化環境部に対する質問、コメントを委員の方からお願いしたいと思います。

委員

文化環境部について質問があります。

今の報告の中では講座数がどのくらいあったとか、内容は何かであったとかは書いてありますが、具体的に、その参加者のアンケート結果がありましたら、教えてください。

座長

その他、関連質問はありますか。

委員

関連していませんが、この生涯学習を、人権教育・啓発と位置づけてる意味を説明してください。

委員

人権について関心を持って人は持っているんだけど、持っていない人で反応してこない人というのはとらまえにくいんだけど、そこへ対するアタックとか、あるいは方法の考え方はどうですか。

なぜかと言えば、人権について話しましょうというような場合でも、古い人、例えば被差別部落の話の実態で、実態的差別をしゃべる、そしたら行きどまりの通路であって、雨が降れば、溝から溝からあふれ出して、共同便所で云々と言うたって、今の子は何それと、こういう話になるわけでしょう。そうすると、今風のやり方があるというんだけど、それはかつて伝えようとしたものと、それから変わってきてるのかどうなのか、少し漠然としていますが、伝え切れてないものがある、あるいは把握しにくい人たちの意識があると。そこへアタックしていくのはどうすればいいんだろうかと。

報告いただいているのは、要するにプラス評価で、あるいは出てきたものに対する評価ですが、出てこないものに対して、どう見ていけばいいのかという、どういうふうに考えていますか。

座長

ブログ、書き込みで、評価する方の意見は紹介していただきましたが、そうでない意見もあれば紹介していただいた方が、我々としてはより客観的に考える指標ができるので、別に批判するための批判じゃないんです。それでは回答をお願いします。

事務局

今ございました、反応しない人々への対応ということで、人権啓発推進室では、若い人たちがなかなか人権について反応していただけてないんじゃないかという思いを持っております。そういう中で若い人たちに人気のある -STATIONの番組で、若い人らに人気のあるアーティストから自分の言葉で、自分の体験を語りかけてもらったんです。そうしたところ、すごい反響が出てきたので、そういうものも生かしていきたいと思っています。

-STATIONの場合は、大体よかったですというのが非常に多いんですが、例えば先ほど紹介しましたKBSの「はたけさんちの夕ごはん」というラジオ番組で、非常に私どもは悩んでるテーマで、家族全体で分かりやすくするためになりましたというものが片方でありながら、もう片方では男女共同参画の社会を築いていこうとしてる割には、それにあまり関係のないようなストーリーの展開になるというような御意見もいただいているのは事実です。そこら辺、私どもも、いろいろシナリオをつくる上で研究しながらやっていますが、いろいろな取り方があるということを実感をしています。

事務局

生涯学習講座ですが、いろんな市町村、府関係、また教育委員会、大学等が実施されている情報についてインターネット等に掲載しており、参加者については、これを見て参加される方もおられます

し、直接市町村などに申し込まれて参加される方もおられるかと思います。我々としては、ぜひ媒体として、これを見ていただいたたくさんの方に参加していただきたいなと思っておりますが、その結果、その講座がどうだったかとかというようなアンケート調査までは、私どもの方でやってるのではなく、それぞれがやっておられてそこまでの状況については承知していないというのが現状です。今後の課題と考えております。

また、なぜこれを人権教育・啓発事業として載せているかということですが、昨年度は1,098講座を掲載しましたが、この中に人権啓発関連の講座も開催しております、そういった意味合いで、ここに以前から掲載させていただいてるというような経過です。

座長

さらに御質問、御指摘あれば、どうぞ。

委員

新京都府人権教育・啓発推進計画をつくるに当たり、その計画の中にも書いてありますが、人権教育・啓発推進の視点ということで、四つの視点を打ち出し、その一つの中に生涯学習としての人権教育・啓発ということで、人権教育・啓発推進法が規定している基本理念というのがあるわけですが、「学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行わなければならない。」ということで、人権教育・啓発というのは、人の生涯にわたる学習活動であり、またその学習活動を支援するための学習環境や学習機会等を整えていくことでもあるという、そういう基本認識に立った上で、生涯学習として人権教育・啓発を進めていくということが重要だということで、そこで接点というか、そういう部分があるのだと理解しております。

座長

ありがとうございます。他にどうぞ。

委員

生涯学習室のワーキングのメンバーですので、中身は全部知っていますが、要するに生涯学習そのものが人権の保障だということであるならば、府教育委員会がやってることは、全部人権保障になっ

てしまうんですね。だから、もう少し位置づけを、ここでは人権啓発ということで説明しているので、この部分を今さっき説明したみたいに、人権啓発、要するに人権にかかわる学習を提供しているというふうにもし位置づけるなら、もう少し正確に1,000幾つの中の幾つかだという形で言ってもらった方が正確かなと思ったんです。

その生涯学習そのものが教育権保障なんだから、これでいいんだと言うのであれば、それはそうなのですが、そうしたら教育委員会も発表の仕方を変えるべきだというふうに思います。ずっとひっかかっていましたのでお聞きしました。

座長

私は人権をものすごく広く考えてるので、例えば道路を直すときに、ユニバーサルデザインというのは、もう既に人権の問題と。ですから、とらえ方によりますけども、ただ数字でべたっと書かれてしまうと、これ全部人権教育という疑念が出てくるのも、それも自然のことですので、ただ今の御指摘はそういうふうに聞いていただきたいと思います。

委員

教育委員会のトータルアドバイスセンター設置事業の電話相談やメール相談では、24時間対応をしていますが、やった方がいいんじゃないかとは言ったものの、結局、8時間やってる対応と24時間やってる対応といったら、手間としては3倍ですが、そんなに相談件数が増えない、変な言い方ですけど、増えないのだったら、それはそれでよかったことになると思います。どのくらい相談件数があって、どうなってるのかという中身を教えていただけないでしょうか。

座長

委員の方、他に何かありましたら、どうぞ。

委員

メール教育相談も、どのような内容がありますか。

事務局

19年度の電話教育相談のトータルは2,672件でして、18年度と比べますと大体550件増になっております。24時間にしたことによってのことか、時間帯を把握してないので申しわけないですが、17、18

年度は大体同数でしたので、24時間することによって約550件増えたということが言えるのではないかと考えています。

それからメールですが、19年度、70件のメール相談がありました。なお、今、手元に資料がないので、メールでどういう内容が書かれてたかというのは、お答えができません。

座長

お答えの中で、時間帯まで特定できないということですけど、24時間して、時間帯によって質問に偏り、特色が出るんじゃないかと思います。つまり24時間、同じようにいろんな種類の質問が来るんじゃないくて、時間帯によってはテーマとか当事者が変わってくる可能性があると思います。だから500ほど増えた場合に、どういう増え方をしてるのかということまで分かると、24時間にしたことの意味がもっと捉えやすいと思うのですが。

事務局

24時間にしたことにより、19年度は、特に本人からの相談が、19年度でしたら80件程度、18年度でしたら15件程度ですので、本人からの相談が非常に増えたとは言えます。なお、両親とか、父母とかは、大体同じ件数で動いています。微増になりますが、特に本人からの相談が増えたということが言えます。

それとすべてを網羅しておりませんが、深夜にかかってくるのは、非常に自殺めいたというか、深刻な相談があったということは聞いております。それが何件あったかは把握してないので申しわけありませんが、深刻な相談があったということは聞いています。

委員

24時間開くのってすごい大変な努力だと思うので、頑張っただけの効果があったと言っていたくと、他の部局も必要なときはそういうふうにやった方がいいんだなというふうに勉強になると思うので、そういう意味で聞きました。もし分析できたら、24時間するとうふうに本人からの相談が増えたというのが、やっぱりそうかなと思って聞いたのですが、ぜひとも効果なり、成果を可能な範囲で教えていただけたらと思います。

また、男女共同関係のDVの関係で、大学にもデートDVの関係があって、そういう啓発とか、電話するところも大学にも設置したというふうに聞いていますが、うちの大学はあるのかなってちょっと不安になったんですけども、それをぜひともやった方がいいと思うんです。

実は、うちの大学にもセクシャルハラスメント相談窓口という形ではありますが、逆に近過ぎると相談できないというのがあって、遠いところの方が相談ができるという場合もあると思うんです。

また、例えばDVの被害があったときに、どう守るかという話です。相談を受けるのは簡単ですが、刃物を振り回してる男の子がいて、それをどうするのかという話になったときに、結局シェルターが必要だということになるので、その辺の連携、相談を受けて、その後どういうふうに連携をとってるのかというのを説明するのは大変だと思いますが、少しDVに関して教えていただきたいと思います。

事務局

DVの、どこに大学に置いたかというのは、今、資料がなくて把握していませんが、相談体制を整えても、身近で起こっている暴力に対して、シェルター、一時保護をすることが大切かと思います。ただ、一時保護をする分については、場所の方も府内のどこでも構わないので確保するというわけではなく、婦人相談所であったり、そういった場所で確保をさせていただいてますので、実質的には、保護できる人数に限りがございます。そういった点でまだまだ不十分な点があるかと思います。

この相談窓口につきましては、実際に今までからいろいろな女性相談窓口が複数ありました。府民生活部にございます男女共同参画センターや婦人相談所など、いろいろなところに相談窓口、府としてもたくさん窓口を持っております。それではなかなか利用者の方にとって分かりづらいということあり、それを総合窓口という形で、できましたら22年度から、仮称ですが、家庭総合支援センターというのをつかって一元的に相談体制、それと保護、そういったことがワンストップで対応できないかということの検討を始めているところです。

座長

シェルターになると、これはゆとりがないと思いますが、やはり警察関係も関連してくるし、法務省も関係してくるし、何かせっかく府の中でまとめられても、それがほかのところとも有機的に連携するようなことを考えていただいた方が、相談する側としては、より効果的な対応が期待できると思います。

府警本部の方でもし何か、この件でありましたらお願いします。

事務局

警察においてもDV等に関する相談を受理しており、裁判所からの保護命令等の対応のための対策をとっております。一時保護のシェルター等については、警察にそのような施

設はありません。そのような対応を必要であれば、婦人相談所や各振興局を通じて一時保護を依頼することとなります。

刃物を振り回しているといった事案については、検挙できる状況であれば、現場で検挙するとともに、被害者を保護し、安全の確保に努めております。

座長

シェルターについて、DVについて取り組んでいるNPOがあったと思いますが、その連携、あるいは支援、奨励等、行っているのでしょうか。

事務局

NPOとの連携については、関係部局に確認の上、回答いたします。

座長

全部が全部、府が行うというのは無理だし、定員の問題もあるし、こういう分野こそNPOと連携、奨励してはどうでしょうか。他の府県ではやってるところもあるようです。ぜひ研究していただきたいと思います。

事務局

人権啓発フェスティバルで一緒に取り組んだNPO法人がございます。この団体はデートDVの関係で、カウンセリングとか、民間のシェルターとも共同していろいろな事業に取り組んでおられます。行政の施設も一時保護ということになると定員も一定限られていますので、やはりこういうNPO等の連携というのは非常に大事になってくると思っています。

事務局

他の組織との連携についてですが、私はYWCAのアプトに所属しておりまして、そこでは主に外国人の女性のDVに関する相談が多いんです。常に婦人相談所とかとも連携しており、通訳を派遣したり、具体的なサポートもしています。

でも、私が相談をいつも受けながら思うのは、特に外国人の女性がDV被害にあった時に、どこに行ったらいいかわからない人がすごく多いのです。だから、そのために結構分かりづらいところがまだ多いので、もっと宣伝、広報の必要もあるのではと思っています。

婦人相談所ですが、多言語での相談をもっと受ける体制を考えたら、さらにいろいろな人が相談にくるのではと思っています。

座長

ありがとうございます。それでは、後半の御報告をお願いします。

事務局

健康福祉部ですが、保険、医療、衛生、社会福祉を担当しております。人権のカテゴリーについては、患者と障害のある人、高齢者、子どもなどの分野となっています。

府民への啓発・相談等ですが、患者等に関しては、エイズ、ハンセン病などを中心として、障害のある人については、身体障害者、知的障害者、精神障害者、そして発達障害者等を対象に、また高齢者については、人権を守る成年後見制度普及や虐待防止、子どもの分野に関しましては、児童虐待の防止等の視点からの取組ということになっています。それぞれのカテゴリーについて、様々な形態で相談を受ける体制も整えています。

具体的に説明します。

患者等のカテゴリーでは、エイズ、こちらの方については、予防や病気を正しく理解するということが重要ということで、エイズ予防月間、これは12月ですが、この期間を中心として、ポケットティッシュ1万3,500部の配布ほか、様々な啓発活動を実施しています。

同じく患者等のカテゴリーですが、ハンセン病対策啓発事業を実施しています。らい予防法というのは平成8年に廃止されていますが、ハンセン病の患者に対する偏見や差別がまだまだ払拭されていないということもあります。ハンセン病に対する正しい知識の普及啓発に努め、差別や偏見の解消を図ることが重要ということから、ハンセン病を正しく理解する週間、昨年ですと6月24日から30日でしたが、その周辺の25日から29日、この期間を中心として、パンフレット、またポスターの配布などを行っています。こちらの方は、なかなか普及しにくいと言われる若年層に対して、大きな事業効果があったと考えられます。

医療相談ですが、こちらは医療の安全性や信頼性の向上確保のために、府民等を対象とした各種医療情報の提供、相談を行っています。相談者のうち、相談に納得したものが80.7%ということで、高い満足度という評価をいただいております。

患者のカテゴリーとしては、以上です。

障害のある人ということのカテゴリーですが、障害者週間の関係では、昨年度は12月3日から9日、

この期間を中心に啓発活動などを実施しています。障がい者に対する正しい理解を深めるということで、啓発ポスターや体験作文コンクールを実施しました。具体的には、障がい者の集いということで、11月29日に実施しています。こちらは800名を超える多くの方の参加を得て、広く啓発を行ったところ です。

同じく、多くの府民の方と障がい者の方が交流するというにより、障がい者に関する理解と認識を深める取組として、ふれあい広場、とっておきの芸術祭、車いす駅伝競走大会、社会参加事業などを行っております。障がい者ふれあい広場、スポーツ・レクリエーションフェスティバル開催事業ですが、こちらの方は約4,200人という大規模のもので、多くの府民が参加していただける、府全域を対象として、全障がい者が一堂に会する大会として定着しております。

京都とっておきの芸術祭ですが、こちらは障がい者の作品展、芸術作家と障がい者の施設利用者の方のコラボレーション作品の展示などもあり、1,517人が参加した大規模なものです。

全国車いす駅伝競走大会ですが、こちらは、障がい者スポーツの一層の振興を図るとともに、障がい者に対する理解と認識を深めるため、ボーイスカウト、ガールスカウト、各種団体、ボランティア等、4,300人の方々の御協力を得ながら実施しているもので、沿道の観衆は3万5,000人規模、こちらの方は宮家、高円宮妃殿下の方が、今回19回目ですが、そのほとんどに高円宮家の方にお成りいただいている実施ということになっております。

社会参加促進事業ですが、こちらも多くの方々にいろいろいただいたもの、それから福祉機器の展示、人と動物の共生のつどいなど実施しております。

その他、障がい者に関しまして啓発ビデオの貸し出しということで、障がい者問題を取り上げたビデオなどの貸出を実施いたしております。

障がい者に関する相談については、身体障害については、身体障害者更生相談所、知的障害に関しましては知的障害者更生相談所、また精神保健福祉の方では精神保健福祉総合センター、発達障害に関しては発達障害者支援センターにおいて相談を受けるほか、各保健所においても精神障がい者の相談等を行っています。

障がい者に関しては、以上です。

高齢者のカテゴリーですが、高齢者及びその家族等からの相談の対応ということで、高齢者総合相談センターで一般相談、また専門相談を実施しています。こちらの方、相談電話番号が(075)221-1165と、いい老後といった覚えやすい番号で、また専門相談の方は弁護士対応となっていることから、複雑な案件についても答える場としての目的を達成していると考えています。

高齢者自立支援推進委員会の運営は、高齢者の権利擁護に関する調査研究のことで、認知症高齢

者の方々と、例えば判断能力が十分でない方々の財産や契約を保護する制度である成年後見制度については、まだまだ十分普及してないというところがあるので、こちらを普及させるため、課題等について丹後・中丹圏域や山城北圏域と、この2地域で3回程度、社会福祉協議会や関係者等で意見交換などを実施して、広めるための研究をしまいいりました。また、調査事業といたしまして身体拘束の実態調査や高齢者虐待の照会等も実施いたしておりました。高齢者につきましては、以上です。

子どものカテゴリーについては、児童虐待は子どもに対しての重大な権利侵害ということで、社会全体で取り組むべき課題と認識しています。11月の児童虐待防止月間では、児童虐待啓発ポスターやパネル等、展示ロビーで展示しました。また、オレンジ色のリボンでのキャンペーンなどの実施しています。

相談事業としては、各児童相談所での相談、また同じく保健所におきまして虐待対応専任職員、児童虐待防止アドバイザーへの市町村派遣等を実施しています。

事務局

広報課では、広報紙や広報テレビ、ラジオ番組放送による府民への人権啓発、それから府政記者に対する人権に配慮した取材、報道の要請を所掌しています。

大体総括しますと、府民だより等の広報紙や地元テレビ、ラジオ局での広報番組を担当しております。その中で重要な課題である人権啓発について、府民の皆様への啓発に努めております。また、新聞社、放送局など、17社が府政記者会に加入しており、これらの記者に対して、記者の人事異動の機会などをとらえて、人権に配慮した取材、報道の要請をしているところです。

課題としては、同和問題を始め子ども、高齢者、障害のある方、女性、外国人等に関わる様々な人権問題を継続的に啓発していくことが重要と認識しています。

具体的な取組では、マスメディア関係者に対する働きかけとして、人権教育啓発推進計画の趣旨を説明するほか、人権に配慮した取材、報道の要請を行っています。

それから、「きょうと府民だより」という活字媒体のメインである全戸配布の広報紙があります。毎月115万部発行しており、8月号、12月号では、人権特集で啓発するほか、その他の月においては、人権口コミ講座の内容を紹介する記事を掲載しています。

広報テレビ番組では、「旬感 きょうと府」という、毎週2回、5分間の番組と「月イチ きょうと府」という毎月1回の30分番組を帯番組として持っており、8月、12月に人権の特集をしています。

その他、主だった事業では、テレビのスポット放送ですが、5月、8月、9月、12月、3月、いずれも地元のKBS京都テレビで、1日1回30秒、8月だけは1日2回、スポットで啓発を行っていま

す。

ラジオでは、KBS京都で5月、8月、9月、12月と帯番組の中で、1回1分ですが、それぞれの月にふさわしい内容の構成をして啓発を進めています。FM京都 -STATION、あるいはラジオスポットとしてKBS京都でもさまざまな啓発を行っています。

ラジオ番組放送、Kyoto Prefecture Eyesでは、府職員が -STATIONのラジオ番組に出演して、DJのインタビューに答える形で、府の取組を分かりやすく紹介しています。

事務局

国際課の所掌事務としては、在住外国人、留学生の支援を行っています。

所掌事務に関する課題認識として、在住外国人や海外からの人材の受入れに伴う社会への影響の受入れの効果について、人権尊重に基づいた正しい認識と十分な府民理解の必要性。また、海外から来られたり、在住外国人の方々が地域にしっかり定着していただけるような、きめ細かなサービス提供を行っていくことです。

取組の方向としては、3番目からが国際課になっており、外国籍府民が安心して生活できるための情報提供、2番目として、地域の国際交流を促進するという事で、いろいろなところの取組を通じて皆様方と交流をさせていただく。また、国際センターという財団法人に支援をして、国際交流の活動を支援しています。また、留学生になりますが、アパート等、民間住宅に入居する留学生を支援したり、また住宅保障制度を大学コンソーシアムと連携しながら、住宅の供給などの取組を行っています。

平成19年度に行ったものは、外国籍府民の方々への生活情報提供というものが項目になっております。一つ目は、外国語生活ガイド作成ということで、国際センターのホームページの中で、皆様方が必要なものを生活情報として5カ国語で提供しています。昨年度では、ホームページ全体ですが、個別にアクセスの件数をとることがなかなか難しいのですが、アクセス件数としては4万8,000件以上あり、前年度と比べましても少し伸びている状況になっております。

外国語ラジオ番組放送として、FMCO・CO・LOという大阪にキーステーションをってる局ですが、京都もエリアとして北部までカバーしている放送局であり、2カ国語で生活に必要な情報とか、府政情報を提供しています。また、他の言語の韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語については、この同じ情報をホームページ上で翻訳したものを掲載しています。また、他に多言語による府政情報の発信としまして、京都府のホームページを多言語化という形で、英語、中国語、韓国・朝鮮語という形で提供しています。

地域との国際交流の推進ということでは、1番目は毎年20名程度の留学生を名誉友好大使に任命して、地域の国際交流活動に参加していただくように、派遣といった形で小中学校の総合講座など、国際理解教育の講座を行っていただき、いろいろな国の方々の状況を小学生や中学生に教える、また料理教室などを開いて、地域の方々と交流をしていただくなど、そういった状況です。昨年度は20名任命して、平成4年度からは累計で、現在155名の大使がいます。昨年度は183件ということで、大体約1万人ぐらいの府民の方々と交流できたということで、非常に高い評価を受けています。

2番目としては、語学指導等を行う外国青年招致事業として、教育の現場で英語等を中心に補助的な業務として英語を教えていただいております、外国語指導を行う青少年を派遣しているところです。

また、3番目としまして、国際センターに相談窓口を設けて、在住の外国人の方々が生活で困ったことについて、5カ国語で、時間と曜日を決め相談を受けています。昨年については、2,000件程度の相談がありました。

国際センターも国際化のため、京都府の補助事業としてやっているものと独自事業でやっているものがあり、また地域の国際化を目指した形でいろいろなNPO団体との交流も深めています。そういった取組に対しての支援として補助金での支援という形で、京都府としても援助をしているところです。

事務局

警察本部の取組として、2項目を挙げております。

一つは、犯罪被害者対策です。被害者対策では、被害者への情報提供ということで、刑事手続等の情報を記載した「被害者の手引き」を作成し、対象となる事件が発生した場合に、被害者やご家族に配付しております。

被害者等の経済的負担の軽減に向けた施策としては、身体犯被害者等に対する診断書料等の公費負担、精神科医師の診察に係る診察料の公費負担、司法解剖後の遺体搬送費用に係る公費負担、被害者等に対する参考人旅費の支給、犯罪被害者等一時避難場所に係る公費負担等を実施しています。

また、被害者対策推進体制の整備については、関係機関・団体との連携ということで、自治体や被害者支援に関係する各種団体が加入している京都府犯罪被害者支援連絡協議会、京都府公安委員会指定の犯罪被害者等早期援助団体である社団法人京都犯罪被害者支援センター等と連携を図り、犯罪被害者等のニーズに応じた支援体制の強化に向けた取り組みを実施しています。

その二つは、犯罪被害少年等に対する支援です。犯罪被害少年等に対する支援では、少年相談業務として、面接相談や電子メールを活用した相談、24時間対応の電話相談（ヤングテレホン）等を行っており、少年や保護者からの相談に対応しております。また、京都府北部への出張カウンセリングを実施して、北部地域への対応も行っております。

次に臨床心理士による継続的な少年相談の推進として、少年サポートセンターに配置している2名の臨床心理士により被害少年への継続的な面接相談等を行っております。

なお、臨床心理士については、カウンセリング技術の向上を目的として、少年心理分析顧問によるスーパーバイズを実施しています。

座長

ありがとうございました。

後半の健康福祉部、知事直轄組織から今の警察本部を含めて、コメント、御質問がありましたらお願いします。

委員

警察本部のヤングテレホンと、教育庁の電話相談のすみ分け、違いがあるから違うセクションでやっているんだろうなというのは、何となくわかるんですけど、その説明をしてください。

事務局

教育委員会の電話相談を24時間にしたのは、いじめ等が社会問題化し、国から全国の都道府県で24時間の電話相談の充実をしてほしいということがあり、京都府もそれを受けて実施しました。いじめとか不登校などの学校教育と、しつけや子育てなど家庭教育のことに對しての教育相談を実施しています。相談内容でやはり多いのは、不登校に関して悩みを持っておられる方の保護者とか、実際的な子どもからの相談とか、家庭で保護者の方がどのように家庭でしつけていったらいいのかというような相談をどのようにしていったらいいかというのが多く占めているのが電話相談です。ただ、一番多いのは無言が一番多いのが実情ですが、相談内容で多いのは不登校に関する事です。

事務局

警察のヤングテレホンについては、少年の健全育成を目的として実施しているものであり、教育委員会の相談と内容が重複する場合もあると思います。委員ご指摘の教育委

員会で行う相談と警察で行う相談のすみ分けについては、相談者は、どこかに相談したいということでかけてこられる方がほとんどですので、警察事象と関係のない相談が含まれることもあります。そのような場合で、他の機関に相談するほうがより適切な助言等が受けられると思われる相談については、相談内容に応じた相談窓口の紹介等を実施しています。

委員

他の委員の方から出てるような具体的な質問ではなく感想程度ですが、医療相談コーナーで、80何%の相談者の満足度、あそこだけがぼつと数値が出まして、それだけ高い満足度が得られてるなあと思いましたので、それぞれの項目によって、やりながらあわせてどれくらい効果があったという裏づけになるようなデータというのは取りにくいと思いますが、見させていただく我々としては、何かしらこういったものがあつた方がいいと思いますので、以降は、できるだけ努力をお願いします。

ところで、80何%がどうのこうのではないですが、相談者の満足度とか、あるいはセミナー参加者の満足度、これもものすごくバイアスかけて我々は普段見るのです。といいますのが、例えば有料で来られた方というのは、先生方御承知のように、ものすごい厳しい評価になります。無料の相談コーナー、無料のセミナー参加者、これはほとんど例えばA、B、C、Dとあつたら、C、Dつける人なんていないのです。その人は出されずに帰られます。というようなことがあるので、できましたら例えば80何%、これ、相談者の満足度をどういう形で調査されたのかなと、具体的な調査の仕方ですが、それが相談者の何割ぐらいの方のデータなのかなというようなことを思いましたので、決してこのこと自体、いい悪いという話はないんですが、お答えいただけるんなら答えていただきたいと思います。

それから、男女共同参画社会実現で、この場で前にも出たのですが、やっておられる対象が、女性に対するいろいろな啓発なのか、男性に対する啓発なのか、それぞれの実施項目、実施された施策が、その辺をどういう形で意識されて、結果としてどのような参画状況であつて、だれに対していい結果が発揮できたというふうに言っておられるのか、そこだけは何かコメントがあれば、お聞きしたいと思います。

事務局

アンケートの取り方の具体的なところまでは手元の資料を持っていません。調査をして、委員の皆様全員に、後日、情報提供をさせていただくということによろしいですか。

座長

結構です。それでは共同参画についてお願いします。

事務局

19年度までは男女共同参画ではなくて、女性政策というふうな形で、ほぼ女性に特化した形で啓発活動をしてきました。ただ、それではやはり女性が抱える問題の多くは、女性だけでは解決ができなくて、男性も含めた社会構造の中で発生してきている問題が多くて、男性も女性もあわせた社会的なことでやらなければならないということから、今年度、今まで女性政策課という組織の名前も男女共同参画課という名称に変えて、活動をしています。

そして、新しく京都駅の南側の京都テルサに、女性総合センターという名称を男女共同参画センターと変更しました。今年度から、少しずつ始めておるんですけども、男性にも来ていただきまして、料理教室を行ったり、女性だけをターゲットにするのではなくて、広く女性、男性の方も来ていただいた取組を始めています。

座長

別の場所ですが、私も男ですが、男で分からない問題、例えば老人介護は、現状はかなり女性にかかってくる。それから育児、いじめ、学校相談、これもほとんどの場合、女性にかかってくるということは、共同参画を言う以上、やはりいずれの問題も男性も同じような責任は負うべきであって、そういう意味で男側から見て分からないところを、せっかく課の名前を変えられたのでしたら、少なくとも啓発教育の点でどんどん強調されて、男性を呼び込む工夫なり、本当にそうだと思ってもらうような状況づくりとか、時間はかかりますが、長期的には大事ではと思います。もう少し時間がありますので、この際、ぜひ言っておきたいということがありましたらどうぞ。

委員

一つの問題提起ですが、例えば体の障害がある。それから先ほど言った、たくさんの方が外国の方が日本におられる、そしたら言葉の問題がある。同じように相手の言ってることがわからないという状況で言えば、言葉が話せない人も、あるいは耳が聞こえない人も、言ってみれば同じことをしてほしいと思って、対象となる人からいえば、同じことを欲しているという状況があるわけです。となると、これからのシステムづくりの中では、たくさんの方がたくさんのニーズを持ってる時代、それはますます人権意識が高まってくるとたくさんのニーズが増えてくる。それは行政では恐らく処理でき

ないような大きな流れとなってくるときに、これまでの旧来の国とか、法律とかというものを超えたような受け皿もやっぱりつくっていく必要がある。それは一番最初に言われた行政の各組織図、今回から変わったというふうに言われましたが、それは必要があるから変わったということですが、一方では人権の啓発とか、人々が望んでいるものの観点からいうと、さらに変わっていく必要があるのではないかと。そこのところがこれからの課題になってくるのです。

例えば病院でいえば、総合受付窓口みたいなのがあるとする。それは、ここへ行ったら、どこどの科がありますという案内じゃなくて、そこへ行けば、専門の極めて知識を持ったお医者さんがいて、この人の問診をいろいろ聞いた中で、こちらへとか、あちらへとかという、その第1段階のところが必要な流れをつくってしまう、その前裁きの前の段階での押さえを、本来はやっぱりやっていくのがやはり中心になる。

人権の問題というのは、進めていくと、結局自分が暮らしやすいとか、あるいは自分が自分らしく生きていくということになれば、個々の人々のニーズを中心に回っていくようなシステムをどうつくっていくかということになってくることになるのです。要は、対象となる人々から見ると、全然別の見方とかシステムが欲しいなという、そこに応えていく時代がやはり来ているんじゃないかという、そういうことです。

座長

ありがとうございます。

滋賀県では各局長とか次長の集まりで、人権の問題を定期的に考えてもらう。そうすると、今おっしゃった少なくとも京都府という組織の中では壁がちょっとでも低くなるのではないかと思います。特に担当課は大変と思いますが、必要があれば我々の声として、知事に幾つか具体的な提案をすることが、もし助けになるなら、そういうこともやっぱりこういう会合を持つ一つの意味だと思いますので、ぜひお考えおきいただけたらと思います。

事務局

懇話会の状況については、必ず報告を知事、副知事の方に上げるとともに、この状況については、職員メルマガで、懇話会の状況、どういう意見をいただいているかということについて、課長級あるいは副課長級、全員に送られてますので、そこで認識していただくとともに、今、滋賀県の例を出されましたが、京都府の中でも人権啓発調整会議と推進本部と両方あり、年に数回、会議を開いております。

調整会議の委員会は、副知事を委員長に、各部長が委員の会議を、これも年に一、二回開いていますが、直近の委員会においては、懇話会での状況を報告して御意見をいただいたりしてるところですので、せっかくこういう機会をいただいているわけですので、きっちり伝わって、各部もそれを踏まえながら対応いただいているものと理解しております。

委員

一つの宣伝ですが、今年も名誉友好大使が20名任命されています。府庁の各部の皆さんにお願いしたいのは、国際課と連携して、これら人たちの才能をもっと生かせるように積極的に活動を行うようをお願いいたします。

委員

言葉の問題ですが、今日の資料で、韓国語、ハングル、韓国・朝鮮語というのが、それぞれ別々に全部使われているので、できれば調整していただきたいと思っています。ばらばらになってるのが気になったので、お願いします。

(休憩)

2 世界人権宣言60周年記念事業について

座長

あと三つ議題はありますが、まず世界人権宣言60周年記念事業について、それからこれは紹介が中心になると思いますが、京都府の外国籍府民共生施策懇談会、そして最後、ネットいじめ通報システムの構築について、続けて説明をお願いします。

事務局

世界人権宣言60周年の記念事業から説明します。

今年は国連で世界人権宣言が採択されてから60周年の節目の年に当たりますので、その採択60周年というものを契機にしまして、世界人権宣言60周年の精神と意義を改めて確認し、一人ひとりの命と人権が尊重される社会の実現に向けて、いろいろな記念事業、あるいは関連事業に取り組むことにしております。

具体的には、二つテーマを設定しています。一つは、人権の大切さを府民の皆さんの中に幅広く訴

えかけていくための事業ということで、世界人権宣言の60周年京都アピールというものを発信していきたいと考えております。

京都では、宣言が採択されてから35周年のときに、現在、啓発の母体となっております京都人権啓発推進会議が設立され、それ以来、40周年、45周年と、5年ごとにアピールを発信してきております。京都にふさわしいアピールをということで、京都アピールの作成を進めているところです。

併せて、世界人権宣言60周年を広く府民の皆さんに啓発をするとともに、いろいろな人権研修の資料にも使えるような記念冊子をということで、これは世界人権問題研究センターにもお願いしながら、今、制作しているところです。

また、世界人権宣言60周年の記念ロゴマークというものをつくり、これを広く使いながら、60周年という機運を高めていきたいと思っております。60という数字と心優しいハート、それからゼロの方は地球をイメージするものと、京都をイメージする五重塔のようなものがモチーフになっております。このロゴマークを使い、記念事業をどんどん普及していきたいと思っています。

それから新聞、テレビ、ラジオなどのメディアを活用した啓発などを行っていく予定をしています。それともう一つは、多くの皆さんに直接参加して、触れて、考えていただきたいということで、いろんなイベントを用意しています。

具体的には、8月の人権強調月間の取組では、街頭啓発、人権啓発のコンサート、これは府立の北稜高校の吹奏楽部によるコンサートを京都駅ビルで開催します。

ひゅうまんシネマフェスタというのを毎年開催していますが、啓発パネル展、NPOの活動紹介にとどまらずに、少し大がかりにコンサートなどを開催して、ハートフルフェスタというのを展開していくということで、10日が宮津市、15日が宇治市、それから福知山市が20日に開催する予定です。

ほかには、人権フェスタ in 鴨川納涼といった鴨川納涼の会場を利用した啓発の催しや、60周年を記念して、「わたしのひとこと」というメッセージコンクールを実施することとしています。

一番中心となる事業は、11月8日土曜日、9日日曜日に世界人権宣言60周年を記念して、全国で2カ所、毎年法務省などが中心にヒューマンフェスタというものを開いております。それを今年は東京都が8月、それから11月に京都で開くということで、今、準備を進めています。

具体的な中身を今詰めておりますが、大体の内容が固まってきました。桑田真澄さんのトークショーや、人権の世紀の実現に向けてと題したシンポジウム、このパネリストとして座長にも参加いただきます。それから、映画「パッチギ！」のプロデューサーの李鳳宇さんの講演会や、若い人たちに人気のありますET-KINGのコンサート、それからNPOの活動発表や、府立高校の活動発表、多文化屋台コーナーなど。それから、京都会館第2ホールでは、民俗の文化にふれる集いや、NPOの

活動発表、山本譲司さんの講演会「塀の中の障がい者・高齢者たち」を開催する予定です。山本譲司さんは、元国会議員で、秘書給与の関係で一度逮捕をされまして服役をされた方です。ですから、刑を終えて出てきた方々の更生保護ということも含めてお話をさせていただけると思っています。また、京都出身の尾崎亜美さんのコンサートなどもあわせて、総合的なイベントとして、いろいろな催しを展開していきたいと考えています。

「ヒューマンウィークinおとくに」ということで、向日市、長岡京市、大山崎町でそれぞれ取組をする予定をしています。地元の実行委員会に京都府職員が参加し、地元の方々と議論しながらこういう問題に取り組んでいこうとやっているものです。

去年の実績を踏まえて、今年60周年の記念事業として展開、併せて街頭啓発、街頭パレード等も12月には展開をしていきたいと思っています。打ち上げ花火的に60周年の人権フェスタを国から引いてきてやるということではなく、ここを核にしながら、府内各地での催しものを連携させて、全体として年間を通じて記念事業ということに取り組んでいきたいと思っています。

座長

ありがとうございます。初めに三つのテーマの御説明を受けた上で、質疑、コメントをまとめてお願いしたいと思います。次、お願いします。

3 その他

(1) 京都府外国籍府民共生施策懇談会について

事務局

国際課から、京都府外国籍府民共生施策懇談会について説明します。

これについては、昨年、府議会の質問を受け、平成19年12月から有識者の方々と、どんな形でその外国籍府民の方々から意見を聞くのがいいのだろうとかということを議論をさせていただき、そこでいただいた意見を骨格に、京都府としてもさらに議論をして、今年度開催するものです。

基本的には外国籍府民の方々とともに生きる京都府づくりを進めるため、外国籍府民に関する諸問題や取り組むべき課題について、それぞれ外国籍府民の方々の意見を聞いて、それを取りまとめて知事に報告するものです。委員としては16名で、有識者6名、一般の方を10名、これは公募で募集をしました。その中でも外国籍府民の方については、有識者は3名、一般の方は9名の計12名ということで、ほぼ外国籍府民の方々を中心とした委員構成になっています。

検討テーマについては、各自、自由に発言をしていただくという形にしていますが、当初はいろいろ

るな意見があるだろうと想定し、テーマ例を具体的に示しています。

6月17日に第1回目の懇談会を開催して、第2回目は今週の日曜日に福知山市で開催をさせていただく予定です。最終回の3回目を9月上旬から、またもう少しずれ込むかもしれませんが、懇談会をして、最終的に意見を取りまとめていきたいと考えています。

学識経験者と公募された委員の方々、それぞれ国籍につきましてもバランスよく選考をさせていただいたところです。

(2) ネットいじめ通報システムの構築について

事務局

携帯電話やインターネットは、私たちの生活をますます便利で豊かなものにしてくれる反面、ルールやマナーを守らないと、ネットいじめなど、子どもたちが被害者や加害者になることが十分に可能性があります。新聞等でも報道されていますように、学校裏サイト等にキモいなどの誹謗中傷をする書込みが社会問題化しており、府教育委員会におきましては、ネットをめぐるいじめやトラブルから子どもたちを守るため、大きく分けまして、二つのことを実施することとしています。

一つ目は、学校裏サイトやネットいじめに関する通報システムの構築です。府民の皆様から、ネットいじめに関する情報を受け付ける専用の通報窓口を府教育委員会のホームページ上に開設いたしました。このサイトには、学校裏サイト等での誹謗中傷など、いじめを解決するために、府民の皆様方から学校裏サイトに京都府内の学校名が書かれているとか、そのサイトに特定した個人を誹謗中傷する内容があるなどを発見したときに通報していただいて、そのネットいじめを解決するものです。

パソコンや携帯メールから通報を受け付けており、通報のあった情報については、学校が特定できるものは学校に提供しまして、教育指導に活用するとともに、緊急性の高いものや深刻なものにつきましましては、警察等への通報も行うこととしております。また、ここにも書いてありますように、サイト管理者等への削除要請も行っていきたいと考えています。

なお、この通報とともに、子供たちや保護者のネットいじめに関する相談は、総合教育センターで24時間の相談体制を組んでいます。

二つ目は、子どもたちや保護者への情報モラルに関する啓発や、指導に関してです。啓発のカードを府内の全児童生徒へ電話相談や通報サイトを啓発するために配布しました。また、府の関係の学校等の保護者に向けて啓発パンフレットを作成して、各学校に配布したところです。

なお、教員向けの情報モラルの指導資料については、作成を検討しており、早急に作成に向けて取り組んでいるところです。

座長

ありがとうございました。どなたからでも御自由にご質問をどうぞ。

委員

外国籍府民懇話会ですが、委員の任期が違うのですね。一般公募とそれから学識委員との任期が違うのがなぜかということ。それから9月上旬で取りまとめとのことですが、あと何か条例的なものをお考えなのかどうなのか。それから在日ですね、要するに永住者との、外国籍とあるわけですから、別に在日の朝鮮人とか韓国人の人に限らずということだと思いますが、いわゆる永住している人とそれ以外の人との関係を含めて、どういう方向性みたいなものをお話の中から求めてられるのかと。設置目的とその方向みたいなものを教えてください。

事務局

設置目的というのは、基本的にはまず御意見を聞くというか、今の現状はどういうふうになっているかというのを率直に聞く場を設けるとするのが目的でして、これに対して何かの施策を打つということではありません。

施策を打つのは、これが終わった後に、それぞれどういった形で具体的に取り組んでいくかというのが次の課題になるかと思います。そのためには、国際課だけではできる話ではありませんので、法的な話は国の話になりますし、そういったことも含めまして、全体としてどういうふうにしていくかというのは、次の課題となっております。

今は、基本的に率直に外国籍の方々、府内で生活していらっしゃる方々の現状をお聞きをしていくということですよ。

委員さんの任期でございますけども、学識経験者と一般の方々との任期の違いですが、基本的に学識経験者の方々は、それぞれ専門的な見地の方々を府として任命をさせていただいており、その方々の専門性は生かしていきたいという思いで2年間です。公募された方々は、基本的に一般の府民の方々ですので、この方々からは、現状を聞くという点から、たくさんの意見を聞きたい、年度ごとに新しい意見を聞いていく必要があるなということで1年にさせていただいております。

それと在日永住権とか、委員資格というような関係ですが、基本的には国籍がどこかということだけを問い合わせさせていただいてるところで、永住権を取得してる方もいらっしゃいますし、特別永住権を取得されてる方もいらっしゃいます。それはその国籍を、こちらの方としては外国籍の方でし

たら、外国籍を有する方で、在留資格を有する方という募集要件としているところです。

委員

だれが出てきても構わないのですが、何で在日の話を出したかという、つまり参政権の問題がどう扱うかなということ聞いたかったわけです。つまり、日本にずっと長いこと住み、なおかつ税金を払い続けて、我々日本人と変わらない生活をしていれば、地方の参政権を認めてもいいんじゃないかという関係もあって。要するに、在日の話を出したのはそういうことで、永住という意味は。別に国籍がどうだから、どういう選考で選んだかという、そういうことではないんです。その話の中に、いわゆる参政権の問題も含んで幅広く議論し、9月にはそういうことの取りまとめ的な意見も出るのかということなのですが、もしよければそこをお話を聞かせてください。

事務局

第1回の懇談会の意見の中では、選挙権の付与についての意見は出ております。それについては、お聞きをすることをごさいますし、これに対して京都府の施策としてどうしていくかということとは、これは国の法律の問題でもあり、一概に京都府ができるものではありません。そういうことで、委員の皆さんには理解をいただいています。

ただ、それをこちらとしては、できないから取り上げませんということではなく、それぞれ項目をまとめさせていただいて、こんな意見がありましたということで、しっかり知事に伝えていくつもりです。参政権については、今後、国の政治レベルの話で、政党の方々が議論されてることでありますので、そういった状況を府としても捉え、考えていきたいと思っています。

委員

名簿に記載されている国籍についてですが、多分在日の方の場合に結構難しいこともあると思うのですが、国籍のところに韓国・朝鮮という書き方は、微妙に感じます。こんな国籍ありますかという疑問と、あとはこれを委員本人たちに確認した上で書いてるかどうかを教えてください。

事務局

表記については、他府県の状況を参考とさせていただきました。基本的にはどの他府県も、ほとんど韓国・朝鮮という表記しており、これらを参考に書かせていただいております。

委員

委員本人たちも納得した上ということですか。

事務局

皆さんに御了解を得ております。

委員

ありがとうございます。

座長

他にコメント、御質問あればどうぞ。

委員

外国籍府民共生施策懇話会のことですが、フィリピン籍の方の応募は全然なかったのでしょうか。というのは、全体的に例えば多言語サービスにしても英語、朝鮮語、それから中国語、それからポルトガル語という表現で、多言語サービスが京都では始まっているんですが、実質は朝鮮人が一番多くて、その次、中国人が多くて、その次、フィリピン人のはずなんです。だから、京都の実情に合わせるということを考えると、多言語サービスもフィリピンの言葉を使わないといけないし、ここの懇話会もできればフィリピン籍の方が入っている方がよかったかなと思います。その点について説明をお願いします。

事務局

基本的には公募という形をとらせていただいております。京都府内全域で公募をさせていただいた結果として、こういった形になっております。フィリピンの方も、やはり北部にもたくさんおられますので、団体を通じて声を掛けました。ただ、日程が合わないとか、時期尚早ということでお断りになられたという経過があり、結果として応募がなかったということです。

座長

ありがとうございます。何でもどうぞ、御質問ありましたら。

ネットのいじめ、それから学校裏サイトのチェック、これは非常に難しい仕事になると思います。

委員

学校裏サイトのアクセスの仕方が分からなくて、閲覧したことがありません。どのくらい悲惨なのかというのを、この場で、だれが知ってるのかということなんですけれども、もし知ってる方がいらっしゃったら、こんな現状なんだということで、差し支えない程度に生々しく教えてほしいんですが。

事務局

ある学校の裏サイトに書かれている内容ですけども、こちらの方で入手しましたら性的なことが多いので申しわけないですが、今日はだれで扱いますかとか、だってあの胸うらやましいやんとか、そういうものが書かれたり、名前まで入れて、書き込んでいるのはだれだれさんやとか、おまえらリアルにエロやなとか、そういうものが書かれております。

入り方は、私も専門家でないのだからわからないんですけど、非常にそこに入っていくまでは難しいというふうには聞いておりますけども、実際的に入っていきましたら出てきました。

座長

いじめって言ってもいろいろあると思うので、本当に判断、対応が難しい。

委員

この前、世界人権問題研究センター主催の人権大学講座に出席したのですが、京都市教育委員会で専門にやってる先生が話されていましたが、子どもたちはみんな関心を持って、のぞくチャンス、それから携帯を持ってる。それから、アクセスコードだったか忘れましたが、五つほど登録できるらしいですね、自分の正規のものとその他に幾つか。友達に成り済まして、あたかも自分でない他人の名前を使って、例えばエロチックな写真を送りつけて、これはあいつの写真やと送りつけて、送った主というのは実は架空の名前で自分じゃない。それから送ったものの中で、例えば言葉でひっかかってくる場合があると。具体的に露骨な表現があった場合は、これはチェックする。しかし、それは裏言葉というか、イニシャル言葉というか、ズバリそのもので入ってこないんです。例えば殺したというような表現ではなく、例えば、この前、犬が路肩で転がってたでみたいな、そのものずばりでひっかからない。だから、かなり狡猾というか、裏に入ってるというか、だから追っかければ逆に出てくるとか、追ってくというのはかなり大変なことだということをこの前勉強しました。

だから、子どもたちはよく知ってるということと、それから偽名を使って、他人に成り済まして送

ってるということ。それで捕ようと思って、具体的な言葉を捕ようと思ったら、それはいわゆる隠語みたいにしてしまって、ひっかかってこないというように。携帯持たせないのが先かな、といった印象を持ちました。

座長

ありがとうございます。どうぞ御遠慮なく、まだ時間は十分ありますから。

委員

チャイルドラインでも、セックステレホンなどはどんどん巧みになっていって、それをクリアしようと思ったら、また次の手段というような、本当にそれを見きわめる困難さがあります。そういう意味では、本当に巧みになっていく。セックステレホンなんかは、チャイルドラインは18歳未満ですけど、その年齢以上ということも想定して、そこを見きわめる力が私たちにすごく求められるんです。府立高校に講演に行ったときに、学校の先生方から、今、メールですごく困っていますと。その中では、もう本当に性に関するようなメールが、もうあっという間に流れていくんですよという苦労話をされていました。

座長

それは子どもだけでなく、私もネット音痴なんですけど、うちのセンターの、これはオープンにいろんな印刷物に載ってますから、まず9割5分ぐらいは要らない、本当に関係のない、それもやっぱりセックス関係が非常に多いです。だから、大人の世界がそうだから、子どもだけといっても限度があると思います。しかし、ほっといていいものではないし、メールとかネットだけではなく、出版物でも、以前一度問題になりましたが、それに匹敵するようなものがいろいろあるので、取り締まりと新しい手法を考えるというのはイタチごっこのきらいはありますが、しないといけないことはやはりしないといけない。それから何が社会人として許されることか、許されないことかという、それは絶えず示していけないと、特に幼いというか幼年期の子どもほど、どんどん興味だけで走りますので、大変とは思いますが、府としてもできる限りの対応はお願いしたいと思います。

60周年で何かございませんか。若い世代とか、いろんな方にアピールするように、よく工夫されるとは思いますが。

委員

60周年の京都ヒューマンフェスタについてですが、4月にボランティアフェスタが開催され、そこに私も参加したのですが、いろいろな団体がブースなど参加しました。そのブースづくりもすごく大事なことだと私は感じました。ボランティアの団体がいっぱい参加したときに、ある一部分は宣伝の場ととらえて、何かバザーみたいな感じになって物すごく全体の雰囲気が崩れてきたんです。そんなこともありますので、ぜひ11月のフェスタのときには、どんな団体が参加して、何をやるのか、それも具体的に把握した上で配置を考えたら、もっとよくなるのではないかなと思います。

事務局

ブースの関係でいいますと、例えばNPO法人の一固まりでありますとか、行政の一固まりでありますとか、あるいは例えば物産なり、物の販売をするグループが一固まりでありますとか、一定の区分けをしておりますので、余り影響するようなことがないように配置についても考えていきたいと思っています。

それともう一つは、参加される方が、自分のとこだけ一生懸命やるのではなくて、一緒に参加された方、隣同士のNPO法人とも仲よく、あるいは交流できるようにという仕組みも考えていきたいと思っています。

委員

質問ですが、立派なリーフレットはあるのですが、広報はどういうふうになさるのかということと、これは全部当日参加、事前申し込みなしで行けばいいという形になってるのかなと思ったんですが。

事務局

記者発表自体は、8月1日に行い順次、広報を開始して行く予定です。具体的にはポスターとか、チラシをつくり、皆さんのところへお知らせするようになります。例えば京都市内の自治会の掲示板などには、約1カ月前、9月の終わりぐらいから掲示され始めるのではないかと考えております。それからチラシについては、各振興局や京都市内の各区役所に配布する予定をいたしております。

それから、記者発表自体は、私ども京都府と京都市、それから京都地方法務局の3者で一斉に行うことにしております。

また、当日来てくださいということで、何か整理券を配るとか、そういうことはしておりません。当日11月8日、9日に興味のあるイベントのところにどんどん直接おいでいただければいいようになっております。

委員

今まで思ったより人が集まって混乱したということはなかったんですか。今までこの手のフェスティバルをやっている。

事務局

例えばひゅうまんシネマフェスタという映画会では、結構大きな1,000人ぐらい入れる会場は用意してたんですが、非常にたくさんの方が来られて、お帰りいただくということが過去にはありました。

今回につきましても、そういう非常にたくさん来られるということも想定をしながら警備、東大路から京都市の動物園のあたりまで一帯を、多くの方が押し寄せても混乱しないような警備体制なんかもひいていこうと思っています。

委員

昔、枚方市というところに住んでましたが、商工会議所が大平光代さんというやくざの妻から弁護士になられた人の講演会を開催した時、1キロぐらい開場前に並んだんです。300人ぐらいしか入らない会場に何千人と集まってしまい、もう大ブーイングで、せっかく来たのにみんな帰ってもらったという話を聞いたことがあります。私は知らないけど、桑田真澄は、やっぱり野球が好きな方とかは来るのかなと思いますし。

事務局

みやこめッセはかなり大きい会場で、座っていただく固定いすとしては、500席ほど予定してるのですが、それ以外に立ち見の空間がかなりあります。その空間の混雑度をどれくらいで見るのかなという部分があります。それからあと、尾崎亜美のコンサートも無料でやる予定をしてるんですが、第1ホールということで、2,500人収容可能で基本的には大丈夫と考えています。ただ、事前の告知については配慮が必要と認識しております。つまり、警備体制を強化し、具体の告知をどうしていくかということで、対応していこうと思っております。

委員

当然、こういう講演会には、手話通訳とかあるのですよね。そういう特別な配慮が要る方は特別な席を設けて、前もって申し込んでくださいという形になるのですか。

事務局

そういうことです。手話通訳もありますし、予約制ですが保育ルームも用意します。

手話通訳の場合は、大体前方に手話通訳の方が立っていただく位置を設けて、その周辺に専用席を準備いたします。

委員

弱者が排除される人権啓発になったら、とんでもないことですよ。

委員

外国人の立場から一言なんですけど、このパンフレットは日本語版だけですか。人権の催しですし、お金がかかりますが、多言語でもっと宣伝したらと思ってます。

事務局

国際センターの取組もありますので、相談をしていきたいと思えます。

座長

サマリー的なものでも大分違うと思えます。

委員

全部の企業ではないですが、私が経験して知る限り、事業の特に人事、労務の御担当の方と普段接してまして、人権問題にかかわるのは、一つには同和問題と、セクハラとパワハラの問題、最近でしたら長時間労働から来るメンタルヘルスと、障がい者の就業の問題です。このあたりまでは企業なりの努力はしているのですが、こうして改めて府の諸活動の中で、こういった人権全般の話の中で、啓発の場というところに企業、職場というのがありますが、なかなか具体的な働きかけというのが見えてないかなというのが、私の反省でもあって、府に対する要望でもあります。

企業は、自分でやれよと言いたいところもあるかと思いますが、なかなか自分で主体的に取り組むというのはなかなか難しいので、そのあたりの働きかけについて、遠慮なくもっと申されたいんじゃないかなと。行政の方から見た民間企業というのは、どういうふうに思われてるのか、やってもらいたいことはいっぱいあるでしょうが。企業というのはバラバラに来られても、絶対に聞き流す

ものです。ですから、一点集中とか、あるいはいろいろな行政の同じ流れをできるだけ集約して、企業が取り組みやすいような環境で啓発いただくというようなことも含めて。正直こういった資料の中の啓発対象の場所が、企業がある割には具体的な悩みが出てこないの、実際はどんなのかなというところがあります。

何でも収益追求、売上追求で、見た目のジェスチャーだけのボランティアとかCSRというわけでもなくて、企業によっては、本当はかなり取り組んでるところも随分出てきてますので、アプローチのし方によっては、もう少し動かれる業者もあるのではないかと思います。京都府のジョブパークにも障がい者の受付窓口もつくられましたし、恐らく障がい者を積極的にやってるところとやらないところと極端ですが、意外とその中間というのが、やり方が分からないとか、企業としても怖いからなかなか取り組めないということがあるので、毎日汗をかいてノウハウを積み上げておられる現場の方々が片方にいながら、企業との接点というのが一向につくれてこない。そのあたりは、もう少し教育現場の方で障がい者の周りでいろいろと本当に汗かいてる方々が一番御存じなわけですし、またその方は、企業という環境の中へ入ったときにどうなるのかということが御存じないわけです。企業としての責務も大分感じてきてはいますが、変な表現ですが、企業も怖いということで、ここから先なかなか出ていないというのが、実情だと思います。いいとこと、全然だめなこと両方だけが語られ、意外と真ん中に大きなボリュームが、可能性が広がってるように思います。啓発として働きかけはしているが、もしこういったところでだめなんだというところがあったら、もう少しはっきりとものを申されてもいいのではないかと思います。

座長

ありがとうございます。私が所長をしてるセンターも旬間で、グローブという一般啓発誌を発行しています。その中に定期的に企業に投稿していただくコーナーもあります。府もぜひ、いろいろなアプローチを工夫していただきたいと思います。

以上で、議事としては終わりとします。

事務局

ありがとうございました。

いただいた意見については真摯に受けとめ、今後の対応に生かしていきたいと思います。

また、企業との連携は、私どもも課題意識を持っており、整理して、アクションを起こしていきたいと思います。